

公的研究費取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本心臓血圧研究振興会附属臨床研究施設における公的研究費の運営・管理に関して必要な事項を定め、もって公的研究費の適正な取り扱いを確保することを目的とする。

(対象となる研究費)

第2条 この規程における公的研究費とは、各省各庁、独立行政法人及び地方公共団体等から配分される競争的研究資金等であって、次の各号に掲げるものをいう。

- 1) 研究期間における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日 文部科学大臣決定)の別紙「競争的資金等一覧」に掲げるもの
- 2) 厚生労働科学研究費補助金
- 3) その他、予め、施設長が事務委任を行うことを承諾した研究費等

(最高管理責任者)

第3条 最高管理責任者は、公的研究費等の運営及び管理について臨床研究施設全体を統括すると共に最終責任を負うものとして最高管理責任者をおく。

- 2 最高管理責任者は、理事長をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は統括管理責任者及び管理責任者が公的研究費の運営及び管理を適切に行うことができるよう、率先して不正防止に努めるとともに、必要な措置を講じるものとする。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営及び管理について臨床研究施設全体を統括する実質的な権限と責任を持つものとして、統括管理責任者をおく。

- 2 統括管理責任者は各附属臨床研究施設の施設長をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、所管する組織において、公的研究費を使用する研究の進捗管理及び予算執行管理を行うとともに、不正行為を防止するよう努めるものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 統括管理責任者の指示の下、競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとして、各附属臨床研究施設ごとにコンプライアンス推進責任者をおく。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、各附属臨床研究施設の研修・研究担当副院長をもって充てる。
- 3 コンプライアンス推進責任者の主な役割は次の通りとする。
 - 1) 自己の管理監督または指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況の統括管理責任者に報告する。
 - 2) 不正防止を図るため、競争的資金等の運営・管理に携わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

- 3) 自己の管理監督または指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(資金執行上の責任)

第5条 公的研究費の執行上の責任者は、当該公的研究費の交付を受けた研究者及び当該研究者から枠を限定して配分を受けたものとする。

(行動規範)

第6条 最高管理責任者は臨床研究施設職員の行動規範を策定するものとする。

- 2 最高管理責任者は、臨床研究施設職員に対して、不正行為の防止について意識向上を図るため、研究会の開催その他の必要な措置を講じるものとする。

(不正防止計画)

第7条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な使用を徹底し、不正防止に向けた運営・監理体制を整備するため、不正防止計画を策定するものとする。

- 2 統括管理責任者その他の臨床研究施設職員は、不正防止計画の実施を図らなければならない。
- 3 統括管理責任者は、毎年度、不正防止計画の実施状況をとりまとめ、最高管理責任者に報告すると共に、必要に応じて臨床研究施設職員に対して改善を指導するものとする。

(不正防止推進室)

第8条 臨床研究施設全体の観点から不正防止計画の推進を担当する部署として、不正防止推進室を置く。

- 2 不正防止推進室は、事務監理部 企画に置く。
- 3 不正防止推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1)不正防止計画の実施を推進し、関係部局と協力して不正発生要因に対する改善策を講じること
 - (2)臨床研究施設職員への行動期間の周知及び徹底を図るための方策を講じること
 - (3)その他必要な事項に関すること

(公的研究費の適切な運営・管理)

第9条 統括管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理のために、必要に応じて各部局の長と協力して、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じるものとする。

- (1) 予算の執行状況及び研究計画の遂行状況の検証に関すること
- (2) 支出財源の明確化及び予算執行状況の把握に関すること
- (3) 研究者と業者の癒着を防止する対策に関すること
- (4) 有効に機能する発注・研修業務の仕組みの構築・運営に関すること
- (5) 納品検収、非常勤雇用者の勤務状況確認その他の研究費管理体制の整備に関すること

(相談受付窓口)

第10条 臨床研究施設における公的研究費の使用に関する制度・ルール・事務処理手続き等に関する臨床研究施設内外からの相談窓口を、事務監理部 臨床試験支援におく。

- 2 相談受付窓口の長は、公的研究費に関わる事務処理手続きに関して、臨床研究施設職員へわかりやすい形で周知を図るものとする。
- 3 相談受付窓口の長は、相談受付窓口の場所、連絡先、受付の方法等について、臨床研究施設のホームページ等を通じて臨床研究施設内外に周知するものとする。

(通報窓口)

第11条 臨床研究施設における公的研究費の使用・管理に関する通報を受け付ける窓口を事務監理部 企画におく

- 2 通報窓口の長は、告発窓口の場所、連絡先、受付の方法等について、臨床研究施設のホームページ等を通じて臨床研究施設内外に周知するものとする。
- 3 通報窓口の長は、不正行為に関する通報を受けた時は、速やかに、最高管理責任者に通報しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合その他の場合であって、必要があると認めるときは、次条に規定する公的研究費調査委員会を招集し、公的研究費の管理等に関する調査を行うものとする。

(調査委員会)

第12条 公的研究費の使用に関して不正行為またはその疑いがある場合、最高管理責任者は公的研究費調査委員会(以下「調査委員会」という)を設置しなければならない。

- 2 調査委員会の構成その他調査委員会に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

(モニタリング及び監査体制)

第13条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運用・管理のため、モニタリング及び監査が有効に機能する体制を整備するものとする。

- 2 内部監査は次の各号に掲げる事項に留意して監査等を実施するものとする。

- (1) 会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、公的研究費の運営・管理体制の不備について検証を行うこと
- (2) 不正発生要因に応じた内部監査を実施すること
- (3) 監事及び会計監査人との連携を強化すること

附則

この規程は、平成23年2月1日策定し、4月1日より施行する。

この規程は、平成23年9月1日修正、施行する。

この規定は、平成26年10月1日修正、施行する。